

市芦救援会通信

市芦救援会通信 通巻52号91/7・8 〈1部100円〉 発行人 玉本 格
市 芦 救 援 会 〒659 芦屋市剣谷9 市芦分会気付 TEL 0797(32)1131
市芦反弾圧闘争を支援する会 〒650 神戸市中央区元町通5丁目3の16 テーラビル3F

日程/11月7日(木)AM10:00~12:00 小林反对尋問

全市で指導員は申立人八名のみ

「基準などなく、市教委の裁量」を放言

市芦救援会事務局

七月三十日行われた第三十六回公平審は、配転処分された六名の教諭の共通部分に関わって処分者側証人小林管理部長(当時)に対する最終の反対尋問となった。尋問の焦点は、六名の身分問題についてであり、審査長も「大事な問題で、最大争点」との認識を示していた。本来ならば正面から主張を展開し、その正当性を争うべきことなのに、処分者側は「言えない」「覚えていない」「知らない」の「三ない」でひたすら逃げの姿勢に終始した。掲示板に公示された異動内示も「守秘義務で言えない」と言ってみたり、自分が所管する学校基本調査も「覚えていない」と言ったり、相変わらず極めて不誠実な証言を繰り返すものでした。しかし、村田、在間、分銅弁護士鋭い尋問は証人を追い詰めた。「教特法」による教員として採用しておきながら、指導員は「教特法」による教員ではないことを証言せざるを得ず、指導員を命じた時、教員でないという辞令を交付していないから教員身分はある、という苦しい答弁をし、処分者の言う教員身分の法的根拠を明らかに出来なかった。

また、今まで小・中・高校から転任した者はすべて指導主事で、「世間一般で使ってる職名でない」(小林証言)指導員は市芦の八名のみであることを認めるとともに、指導主事の要件・基準はなく、八名は要件を満たさないと言うのではなく市教委の総合判断(これこそ他事考慮、不当労働行為)でやったと認めぬけと証言している。

も／く／じ

全市で指導員は申立人8名のみ「基準などなく、市教委の裁量」を放言

市芦救援会事務局 1

第37回公開口頭審理報告

指導員は「教員ではない」と明言 公示された異動内示も「守秘義務」と強弁

市芦救援会事務局 2

納教諭、地裁提訴 8

松本「教育改革」は教育不在 見えてくるのは組合対策だけ 市芦救援会事務局 9

第三七回公開口頭審理報告

指導員は「教員ではない」と明言

公示された異動内示も「守秘義務」と強弁

市芦救援会事務局

指導員は世間一般に使っている職名でない

村田弁護士（以下、村田と略）

前回に続いて、指導員についてお尋ねします。昭和五五年四月にはじめて指導員という方がもうけられたことについて、お二人おられ、文化財関係と体育関係とのことですが、この二人のお名前は何といわれるんですか。

小林証人（以下、小林と略）

お名前は申し上げられないと思います。

村田 問題ないと思いますが。

小林 問題がないかあるかわかりませんが、問題がありそうなんじゃないですか。（笑）

村田 指導員になっておられた方の名前を明らかにすることで何か不都合がありますか。

小林 本人にとっては知られたくないこともわかりませんし……

傍聴人（以下、傍と略）

そんな恥かしい職か。

はずかしいことがうやないか。

村田 甲一二一〇号証を示します。組織表に基づいて、一九八五年〜九一年までの指導主事と指導員の名前を明らかにしたものです。この中に出てくるお二人じゃないですか。

小林 本人にとって具合が悪いことかもしれないので……

村田 こうして明らかにしてるんですから。寺内代理人（以下、寺内と略）

申立人が明らかにされてるということで、守秘義務というか、プライバシーですので。分銅弁護士（以下、分銅と略）

その件で、指導員かどうかというのは、明確に採用辞令がでているような地位と思う。それが守秘義務の対象になるとかですね、とくに本件で指導員がどういう人がいて、どういう仕事にたずさわってるのか、ということ

は極めて大切なことなわけで、それをあえて名前を明らかにされないというのは非常に問題があると思いますので、審査長から明確に答えるように聞いて頂きたい。

審査長 私も同感に思うんですが、事柄の内

容によってはプライバシーとかあって、回答拒否なさるのも正当と思われませんが、指導員であったかなかったかという点なら、その旨お答え願いたい。

指導員かどうかは職務上知りえた秘密

寺内 ご存知のように、職務上知りえた秘密には二つございましてね。職務上の秘密には、こと人事に関しては場合によってはその任命権者の許可がいるわけですね。それがないと証言できない。職務上の秘密を公表しますと本人自身が困りますし、ですから、プライバシーの問題もありますので……

傍 ええかげんに講釈やめ！ 尋問妨害や！

寺内 あんたら職務上の秘密って知ってるんか！ わかってないならごちゃごちゃ言うな。傍 講義聞いとんちゃう！ 具体的に言え！

寺内 別の、次回にでもですね、証人が検討する機会が必要じゃないかと思えますけど。

申立人 三月の終りに、市役所の地下食堂の前に、内示通知書として出るわけで、誰でも見られるんです。

審査長 誰が内示したんですか。

申立人 市が人事異動の内示を貼るんですよ。だからみんなわかるんです。

審査長 市のほうで公示した事実はあるんでしょうか。

小林 まあ、してると思います。

傍 思いますちがうやろ、毎年貼ってるやろ。分銅 今回の六名の指導員についても、同じように掲示がされてるわけですね。そうすると、秘密だとおっしゃるのなら、六名についてもそういうことができなかった筈ですが。

審査長 一般に公示されてるということであれば、守秘義務はいんじやないですか。

小林 正確にいきますと、五五年当時、それが公示されたか私はわかりません。一〇年もたつてそういうことをあえていうことが……審査長 職務上の秘密という点は、公表してるんではないと考えるとどうですか。

村田 この問題をはっきりしておかないと、逃げてしまわれる恐れがありますから。

審査長 私共の姿勢はわかんと思えますので続けて下さい。

採用辞令も言わなあかんのか

村田 では、文化財関係の方をAさん、体育の方をBさんとしましょうか。この二人に関して学校籍があるのはどちらですか。

小林 ちょっとはっきりわからん点ですが。

村田 前回、在籍してる人もいます。小林 そう言ったかも知れませんが……

学校に……、学校籍ってどういう意味ですか。傍 （笑）

審査長 前回の調書を見て。

小林 二つありまして、学校に勤務しておった時と、定数条例上学校の教諭の中に入ってたかどうか。この時、どういふつもりで言うたんかわかりませんが、学校に勤務してなかったんではないかと思ってますから。

村田 では、前回の証言はまちがいですか。

小林 学校籍を、現に学校に勤務しているという意味で言ったら間違いかもしれません。村田 では何が正しいのですか。

小林 定数条例上いたかどうか、記憶にない。

村田 次回でいいから確認してきて下さい。

村田 次回は教諭として採用されたのか。

小林 AさんBさんは教諭として採用されたのか。

小林 そういふことも言わなあかんのですか。

村田 採用したんでしょう。

小林 そういふことは言えるんかなあ。

村田 前回証言してますよ。二人とも教諭として採用したのに学校に籍を置いてないということになるんですね。

教諭として採用したが学校勤務なし

村田 Aさんは何年に採用したのか。

小林 覚えてません。

村田 採用する際には、教壇に立つという予定はあったんでしょうか。

小林 そこまで聞いてません。

村田 Aさんは教壇に立ったことはあるか。

小林 わかりません。

村田 Aさんは教諭として採用され、教壇に立ったことはなく、途中で指導員になったというんですね。

Bさんは、どういう採用ですか。

小林 代用教員として採用したんだと思う。

村田 当初、教壇に立つ予定はあったのか。

小林 あったんだろうと思います。

村田 この方も学校には在籍ないのでしょう。寺内 学校籍というのをどういう趣旨で使われているのかはつきりしないので、ちょっと尋問に工夫していただかないと。

審査長 学校に在籍ということですね。

小林 学校に勤務する者を学校籍というのか、定数条例上、学校の教員としてそこにあるのかいろいろある。

審査長 では、指導員というのはどちらか。

小林 学校に勤務していたことはないと思いますが、定数条例上、学校に勤務してないから、多分、その他の教育機関の中に入ってるんじゃないかと。

審査長 定数条例上の籍ということですか。

小林 はい。定数条例上市芦高校になかった。現に勤務してないからなかったんかなあ。

るものと思ってましたから。
 傍 そんなこと聞いてない。
 寺内 この組織表は機密書類でして、本来こういうのが出るはずがない。どうして入手されたかはっきりしないと証人も答えできないと思うんですよ。
 傍 関係ないぞ。お前に聞いてない。
 審査長 これは守秘に属する文書ですか。
 寺内 職務上の秘密に該当する人事記録に準じたものと判断します。
 村田 だから重要なものは消してあります。寺内 免許状の種類、教科、校務分掌とか、名前を消しても、どういふものが記載されてるか、それだけでも職務上の秘密に該当する場合がある。
 分銅 では、この文書のどこが職務上の秘密に該当するのか言って下さい。
 寺内 これ全体が該当するでしょう。
 傍 ムチャクチャ言うな
 村田 前回、便宜的に作成するものの証言でしたが、これは、内容が事実を反映していないかも知れないという意味ですか。
 小林 秘密文書ですから、言いません。
 村田 前回の証言に基づいて趣旨を聞いてるんですよ。
 小林 そんな文書、どないして入手はったんですか。
 村田 そんなことは問題じゃない。

小林 いやいや、おたくがどこからコピーしてきたんかわかりませんけど。私が誠実に答えられないんですか。
 村田 答えなくちゃいけないよ。
 小林 そういふ必要はないと思います。
 村田 書証の入手経路を明らかにしなければいけないことはないんです。
 小林 しかもマル秘という判と、番号を消してあるじゃないですか。
 村田 文部省の学校基本調査というのがありますね。
 小林 ありますが、具体的にどんなものか忘れました。
 村田 一一五号証に関して、申立人の人達が充て指導主事として分類されてるじゃないかとの質問をしてたわけですが、指導主事、充て指導主事の場合、正確に記載しなさいとなってますね。
 小林 文部省にそんなことを出すことはないと思います。出したかわかりませんが。
 村田 あなたが提出する前に点検するのでは。
 小林 勿論点検はしますが、五年も六年も前のことを覚えてません。
 傍 調査は毎年するやないか、

強配作りの「助教諭」残し

村田 定数条例上、昭和六二年、定数は三二名なのに、助教諭二九名で、助教諭が三名でした。
 小林 はい。
 村田 なぜ助教諭を三二人にしなかったのか。
 小林 定数標準法という法があり、それで学校運営するのが一番ええと判断。それで三二名という枠で考えた。
 村田 私の質問に答えてない。
 小林 定数標準法は助教諭も含めてますので、その三二名の枠でと。
 村田 助教諭三人を残して教員を減らした趣旨はなぜかという質問です。
 小林 直ちにやめてもらおうということになってない、従来の慣行で。それと他の職場に配置がえすることが非常に難しいと、その二点。
 村田 定数条例は教員が三二人で、助教諭は定数外職員なんだから三人でもオーケーなわけでしょう。
 小林 定数条例上はそうなります。
 村田 そういふことは考えなかったわけ。
 小林 考えましたが、あくまで標準法に基づいた定員という判断をしていたということ。
 村田 大体、助教諭、講師というのは例外的な存在ではないのですか。
 小林 それは主観的な話ですから。
 村田 学校教育法第五〇条に「高等学校には校長、教頭、教諭及び事務職員を置かなければならない」、これは第一項で、第四項に「

村田 Bさんは採用されてからどんな仕事を。
 小林 多分、体育指導的なことをしてたと。
 村田 五五年当時、指導員になったと。
 小林 はい。
 村田 この方も指導主事になったことはないですか。
 小林 …… はっきり覚えてません。
 村田 今でも指導員ですか。
 小林 それも少しわかりません。
 村田 社会教育主事ではありませんか。
 小林 そういふことであるかも知れません。
 村田 どういう経緯で指導員から社会教育主事になったんですか。
 小林 そこまでわかりません。
 村田 社会教育主事になったBさんの給料表は何ですか。
 小林 わかりません……教育職じゃないかと。
 村田 社会教育主事は行政職？
 小林 いや、その、給料表は教育職だと思いますが、社会教育主事が行政職かどうか……行政職給料表の適用かどうか、わかりません。
 村田 社会教育主事が行政職であることは別に問題がないと思うんですが。
 小林 …… 行政職とはどういうことですか。教育職給料表を適用しているということでは教育職ですが。
 村田 仕事の内容からいえば。
 小林 もともと教育職の給料表を適用してま

すので。
 村田 すると、最初教員として採用したから、教育職の給料表を適用してると。具体的に仕事がどういふ風にかわってきても、一番最初に採用したから、
 小林 いえ、教育職給料表の備考欄に、どういふ職について適用するかの事例があり、とりあえず、教員等に準じた職員についての中に社会教育主事も入ってると、
 村田 前回も、準じたという中にどうして入るのかについて明確な答えはなかった。
 小林 いやいや、任命権者の裁量の範囲というか、決定でやってるわけ。
 村田 形式上そうかもしれないが、なぜ準じた中に入れるのか、明確じゃない。
 現在の指導員は市芦の八名のみ
 村田 指導員について、六二年の六名、六三年の二名以外におられないでしょう。
 小林 はい。
 村田 これは何か理由があるのですか。
 小林 特になんとも思いませんけど。
 村田 これまで、芦屋市の小・中・高校から市教委事務局に入った人はすべて指導主事として入られた方だけです。
 小林 まあ……
 村田 どうして、六二年の六人の先生を指導

主事にしなかったのですか。前例からいえば。
 小林 三月に条例改正が行なわれて、市芦の定数を三二名にし、学校以外の所で働いてもらわなきゃならないことで、社会教育にいろいろたずさわってもらおうということで、指導員に。
 村田 それは指導主事になかった理由ではない。なぜ指導主事になかったかということ、溝田教職員課長が答えてる。きいてませんか。
 小林 きいてない。
 村田 経験知識が足りないからだといってる。芦屋市では、指導主事になる要件・基準は。
 小林 特になんとも思いません。
 村田 経験年数とかは。
 小林 特にとりきめはない。
 秘密文書の書類証拠には答えません
 村田 甲一一五号証、前回で問題になった組織表ですが、内容が正しいかどうか確認をお願いしてましたが。
 小林 しております。私が確認したのは、六二年度分についてはマル秘という判が押してあるのと、番号がおしてあるということ。
 村田 前回、これは便宜的に作成するとの証言ですが、どういふ意味ですか。
 小林 いや、そこにはマル秘の判が押してあ

特別の事情のあるときは、第一項の規定にかかわらず、教諭にかえて助教諭、又は講師を置くことができる」との規定があるのですが、

小林 ちよつと覚えてない。

村田 そういうことは六二年当時、全く配慮しなかったわけですか。

小林 例外とは何も書いてない。

分銅 特別の事情のある時は採用ということなので、特別の事情がなければ採用できない、例外的な場合だけなんです。

寺内 例外とは書いてないでしょう。

分銅 特別な事情というたら、例外ですよ。傍 日本語の意味知らんのか！

村田 助教諭の井本さん、定年をこえて再就職された方の身分を保障しなければならぬ理由は何だったのですか。

小林 人物、識見、経験、いろいろある。いちいち申し上げるわけにはまいりません。

村田 河村先生が六二年三月末に退職されました。すると六人を配転する必要はこの段階でなくなっておったのではないですか。

小林 五人でよかったんじゃないかという意味ですか。そうかもしれませんが、私の方は、三月三十一日に突然出てきたということがありまして、従来どおりの方針でいくと。

採用は教特法による教員

辞令を出しちゃうと、あと指導員としての辞令を出す段階で、それに該当するかどうかは問題でないと、

小林 そうですね。

在間 できましたら、私が質問したと同じことをお尋ねいただきたいんですけども、今の審査長の説明でいきますと、教員身分を保有したままという時の教員は、当然、教特法上の教員ということですね。

審査長 そうではなくて、教特法に該当するかどうかは別にして、採用の時はそれに該当して教員の辞令を出したから、その後それに該当する、しないにかかわらず、もう教員なんだというふうに考えるというふうに聞こえませんか。

分銅 教特法上の教員の身分をずっと有している、というふうにお答えになったんじゃないんですか。

在間 教特法上の教員という身分は失ったということになるんですか。

小林 いいえ、失ってません。

在間 教特法の教員であるということは変わりないわけですね。

小林 いや、教特法の適用により教員として採用したと、しかし、指導員ということで、教特法の教員には該当しないと。身分の問題

在間 本件六名、翌年二名は、いずれも教員身分を保有したまま指導員を命じたとの証言ですね。

小林 はい。

在間 あなたのような教員とはどういう意味か。小林 教育職給料表の適用を受けている職員を教員という、教育職員というぐあいに受けとりますけど。

在間 芦屋市においては、まずどの給料表を適用するかというのが論理的前提なんです。身分を決めるときに。

小林 身分があって、給料表があって、給料表の適用を決めると。

在間 当然そうでしょう。だから先ほどの答えは答えになってないでしょう。

小林 公立学校教員として採用しとるわけですね。それがいわゆる教員であるということの証左です。

在間 採用して辞令を交付した段階での教員というのは、教特法にいう教員ですか。

小林 勿論教育公務員特例法の適用はあって、それによって選考して採用してる。

在間 すると、教員という身分を保有したまま指導員を命じたという場合の教員は、教特法にいう教員ではないのですか。

小林 いや、教特法による教員というか・・・、いわゆる採用した時には教特法の規定によってしてるわけですね。

在間 それは聞きました。

小林 指導員については教特法に関係ないと。在間 そんなこと聞いてない。

小林 指導員というのは教特法の中にないわけですからね、

寺内 もう議論にわたってますが、

傍 かつてに議論にするな！

寺内 証人にそれ以上求めても無理だと思っ

傍 証人をバカにしとるやないか！

審査長 採用の時には教特法に該当する教員として採用と。次に指導員の辞令を出した時の、教員身分というのは何かという質問です。小林 辞令交付した以降、教員という形で身分が継続しておるものだと解釈してる。

審査長 一たん辞令を出したから、それを解除しない限りは教員の身分は残っているということですか。

小林 はい。

指導員は教特法の教員に該当しない

在間 そうすると、教員という身分を保有したままということ、あなたのいう教員は、教特法による教員であるということですね。

小林 いやいや、関係ないと。

審査長 私のほうの理解は、採用の時に教特法の適用があつて教員なんで、そこで一たん

分銅 従前、指導主事は学校関係の仕事のみをなして、社会教育分野については担当しないというような取り扱いをしてましたか。

小林 そんなことはしてません。

分銅 そうすると、指導員という役職を別段つくらなくても、指導主事のままで社会教育分野を担当する、学校教育の分野も両方担当するということは、芦屋市としては実際上の実務取扱いとしてはなしておられたというふうにお聞きしていいですか。

小林 まあ、そういう面もありますね。

分銅 そうすると、先ほどの証言で、指導主事とする場合に、芦屋市として学識経験が何年以上とかの基準はないということでしたか。

小林 そうです。

分銅 すると、指導員とするか、指導主事とするかという点については、何ら差はなく、全く教育委員会の裁量ということになるんですか。小林 指導員としては特に社会教育分野の方にも範囲を広げてということを考えておった。分銅 従前、指導主事の人たちも社会教育分野を担当していたと証言されたでしょう。

小林 ええ。

分銅 そうだとすると、指導主事のままで社会教育の分野を担当してもいいわけですね。いけないことじゃないんでしょう。

小林 それは教育委員会の判断でやった。分銅 だから裁量だと。

通勤時間延びて症状悪化

「障害無視の配転違法」

大阪地裁

女性教諭、取り消し訴え

進行性の関節症で、歩行に障害のある大阪府立桜塚高校の女性教諭（五十歳）が、昭和五十九年に府立池田高校から桜塚高校に配転されたことについて「通勤に時間がかかり症状が悪化した。障害をもっている本人の同意もとらず、強制的に配転するのは違法」として府教育委員会を相手取り、転任処分を取り消しを求める訴えを大阪地裁に起こした。

訴えなどによると、この教諭は昭和四十四年に大阪府池田市の池田高校に赴任。その二年後に、足の付け根の軟骨が減り関節に異常が起る変形性両股関節症にかかり手術をしたが、歩行に障害が残った。障害者の等級四級に認定された。このため、自動車通勤するようになった。

教諭は病気のため、しばらく担任をはずれるなどしていたが、三年の担任が決まっていた五十九年三月二十七日、五日後の四月一日から豊中市の桜塚高校へ転任するよう内示を受け、転任させられた。

教諭はその年の六月、府人事委員会に「強制配転により不利益を被った」として不利益救済の申し立てを行ったが、委員会は今年三月、「転任は適法」として裁決。教諭の不服申し立ても却下した。

教諭は「これまで約一時間十分二十分で通勤していたが、転任後は、渋滞で三十分以上余分に通勤時間がかかるようになった。このため、再び手術を受けたが休職するなど症状が悪化した」と主張。

「障害者の配置転換は事前に本人の同意を得て、障害の影響について検討しなければならず、手続的に違法。点検クラブや差別問題研究会の顧問としての活動もできなくなった。強制配転は目の丸く反対などの運動にかかわっていた」との抑圧を述べている。

大阪府教委教職課長の話「訴状をみてから、対応を検討したい。」

産経新聞 (1991・7・18)

納教諭、地裁提訴

一九八四年三月末、池田高校から桜塚高校へ強制配転された納教諭はその年の六月に、大阪府人事委員会に不服申し立てし、一九九〇年九月の結審まで人事委員会闘争を闘ってこられました。

しかし、大阪府人事委員会は、最大の争点となった障害者問題に全く触れぬまま、不当にも今年三月、処分追認の裁決を出しました。

納教諭はこれを不服として、四月に再審請求しましたが、大阪府人事委員会はわずか二ヶ月で、この再審請求を却下しました。

大阪府教委が三月二十日に大量直轄異動者（強制配転）の通知をする一日前の三月十九日に大阪府人事委員会から裁決書が届けられるという、まさに府教委の手先となった人事委員会に対する怒りが、納教諭をはじめ撤回させる会が行政訴訟として、大阪地裁に提訴するバネとなっているようです。

訴状は、教員への強制異動の違法、直前内示の違法性、障害者に対する配置転換の継続による違法、教育実践活動の中断、通勤時間延長と生活時間の圧迫、障害にかかわる不利益、他事考慮を骨子として七月十七日に大阪地裁に提出されました。

去る七月三十日の市芦公平委員会審理の傍聴に参加されて、審理後の集会では決意表明をうけました。私たち市芦救援会も共に闘っていきたいと思っています。

松本「教育改革」は教育不在

見えてくるのは組合対策だけ

市芦救援会事務局

私たちが「教育GORO」と呼んでいる教育Goro雑誌「教育PRO」が、松本前芦屋市教育長の誌上インタビューを掲載し、また、教育Goro新聞「兵庫教育新聞」（通称三宅新聞）も、ほぼ同じ内容の記事を松本前教育長の署名入りで掲載している。

今年四月の芦屋市長選で彼の押す北村市長が当選したためか、安心しきって本音を暴露し、せっかくマスコミを使ってでっち上げた「市民派女性市長」の仮面を自らの手で引き取っている。

「教育改革」と「北村市長」の本質があまりにも見事に表現されているので、その内容を報告しておくことにします。

偽善とデマの大広告

「当時（一九八六年）、芦屋市の教育は同和問題や兵教組の横車でもうにならぬところまで来ていた。何とか正常化せねばならぬ」ということで松永さん（当時の市長）が県教

委に応援を求め、当時の井野教育長が高校長を辞めていた私を推薦してくれたと聞かれます。当時、芦屋の教育界は無法と暴力が罷り通っていた。（三宅新聞）

通信制青雲高校弾圧の実績をかわれて教育長となった当時の井野教育長に取り入って退職後も県教委に入り込んでいた松本を、人材不足もあって、芦屋市が教育長として登用するいきさつが語られている。

脅しと酒と情実人事で教育委員会を私物化し、余りにも強引な教育抜ききの「教育改革」のために市長の信頼すら得られず、松本教育長は、一九九〇年一月に任期切れを機に教育長を首になってしまった。その意趣返しとして、北村元教育委員長を市長候補にかつぎ上げてくる経過が次のように語られる。

「市長と兵教組の妥協、そして私の解任が推し進められていたと私はみている。……教組の横暴を押さええない限り、芦屋の教育はよくならぬと痛感していた。例えば、教科書なんかでも芦屋ではあまり使われていなかった。

底辺を上げるには、教科書なんか役にたたぬとしてプリント授業をやっていた。そのプリントも狭山裁判とか日の丸反対、平和教育といったものばかりだった。それを問題にするとおまえは差別主義者だというのですからお話になりません。

彼女（北村）が静かな生活を捨てて立候補を決意してくれたのはそのためです。（三宅新聞）

デマ宣伝の中に彼の意図が露骨になっている。

「日教組との死闘」

新聞報道が大いに手伝って「市民派女性市長」を見事にでっち上げ、市民をだまして北村市長が当選した。

△兵庫県芦屋市で全国初の女性市長が誕生し、話題を呼んでいる。……そこで松本前教育長に組合支配の学校との死闘、前市長の政治介入から正常化をいかに図ったのか、その一部始終を語ってもらった。Vという紹介から始まっている「教育PRO」のインタビュー記事で、松本前教育長は、「当時教育長だった私は、教育正常化のためには日教組と対決する姿勢をとっていました」と意気込んでしゃべりはじめている。

「私は、市役所や教育行政は全てサービス

業だと思っています。」

「組合は『先生のため』です。『先生の立場』がまず第一なのです。私は反対、子供が第一です。」

「それからもう一点、山村前市長と対立したのは教育行政調査です。……各学校から、優秀な先生を集めて教科書中心に問題を作って貰いました。……最初は市長が何というかと教育委員会の権限で記名、悉皆でやろうとしました。……従わない教師は職務命令を出す、と校長を集めて指示もしていました。」

「私が教育長に就任した時、組合加入率は九六%でしたが私の在任中に七五%まで減りました。」

△在任中は、まさに組合との死闘の連続だったと聞いていますが……▽

「そりゃ大変でした。」「彼ら（組合員の教員）は偽善者です。」「私はどうしようもない教師を芦屋から放り出しました」「私が教育長になって最初の人事で、市内の学校の管理職を全員代えました。近隣の市の管理職を丹念に調べ能力のある人（大嘘）を引っ張ってきたのです。」「この四月から（松本が辞めてから）子供の間でいじめが増えてるようです」「この四月の人事でも良い先生を外に出してしまいました」

解放教育と教員組合への敵意をむき出しにして、デマと言いつつと教育の矮小化と誹謗中

傷で埋めつくされている。

「公立学校などいらぬ」

二つの記事をまとめてみると、彼は自分の業績として次の九点をあげている。

- 1 組合の教育研究集会を弾圧したこと。
- 2 「教育行政調査」という名の「学力テスト」を強行したこと。
- 3 組合の組織率を九六%から七五%（原文のまま）へと低下させたこと。
- 4 自主教材による授業を禁止したこと。
- 5 職員会議を決議機関から補助機関に改め、校長権限を強化したこと。
- 6 主任制を徹底させようとしたこと。
- 7 意に沿わぬ教師を放り出したこと。
- 8 市内の学校管理職を全員代え、近隣市から身内の管理職を移入人事したこと。
- 9 校長・教頭の宿泊研修を実施して、職務命令をも辞さぬリーダーシップの高揚をはかったこと。
- 10 さらに、これからやりたいこととして、公立学校を廃止して、すべて私立学校にすること。
- 11 人気のない学校は廃校にすること。
- 12 教員の勤務評定を厳密にし、親の監視体制をつくること。
- 13 教育長を代え、教育委員も全員代えること。

などを自慢げに並べ立てている。

彼の学校観は、「H学園」によって代表される受験予備校の経営観と変わるところがない。そこにあるのは組合弾圧と受験戦争へ子供を駆り立てることだけで、教育論のかけらすら見つけだすことができない。そのことは審理においても明白となっており、市芦つぶしの現実がそれを証明している。

活動日誌（抜粋） 91.8.6～10.4

- 8・8 関西争議交流会定例会。
- 9 県教委伝達講習会反対ビラまき（兵高教）、反戦・反核・狭山市民集会。
- 20 「アリランのうた」上映活動に参加。
- 28 法対会議。通信No.51発送。
- 9・2 法対会議。
- 5 「アリランのうた」上映総括会。
- 6 芦屋地労協が、留守家庭指導員労組と市芦教組の組合事務所設置を当局に要求。
- 7 現代史を考える会（現代民主主義論）。教育共闘会議。
- 10 子供の人権保障をすすめる各界連絡協議会東京集会に参加。
- 11 麦の家交流会。
- 14 アウシュヴィッツ市民の会出版記念解散会。
- 10・1 法対会議。
- 4 第三七回公開口頭審理。